

令和7年1月16日  
独立行政法人造幣局

## 保険仲立人の選定に関する公告

独立行政法人造幣局では、令和7年7月1日以降に損害保険契約の媒介業務を行う保険仲立人の選定にあたり、下記のとおり企画書を募集することとしましたので、公告します。

### 記

#### 1. 業務名 損害保険契約締結の媒介業務

#### 2. 業務内容

- ① 当局が加入する保険（注）の選定に係る提案
- ② 一般競争入札による保険会社の選定及び決定の支援
- ③ 保険会社との契約締結の媒介
- ④ 契約締結後の契約維持・管理における業務の代行
- ⑤ その他、上記に付随する業務

（注）対象とする保険は、令和7年7月1日以降に新たに媒介業務を開始する保険とします。

#### 3. 媒介業務の契約期間

令和7年7月1日から1年間とし、造幣局及び選定された保険仲立人との間で協議したうえで契約期間を延長する場合があります。

#### 4. 参加資格

- (1) 保険業法（平成7年法律第105号）第286条により、内閣総理大臣の登録を受けた「保険仲立人」であること。また、同法第307条により、登録の取り消し又は業務の停止を命ぜられている者でないこと。
- (2) 次に掲げる者でないこと。

- ① 各省各庁、地方公共団体又は独立行政法人等（国立大学法人、地方独立行政法人を含む。）から指名停止を受けている者
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団
- ③ 公共の安全を害するおそれのある団体として破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）その他の法律による規制を受ける団体
- ④ ②及び③に掲げるものの構成員及び関係者
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者

#### 5. 企画書募集への参加申込・参加辞退

企画書募集への参加を希望する者は令和7年4月7日（月）午後4時まで、後記「11.」の連絡先までご連絡ください。また、企画書募集への参加申込をした者が後にこれを辞退する場合は、令和7年5月9日（金）午後4時まで、後記「11.」の連絡先までご連絡ください。

#### 6. 実施要領の配布

上記「5.」の参加申込をした者に、企画書作成要領等を含む実施要領を配布します。

#### 7. 企画書の提出

実施要領に記載する企画書作成要領を参考に企画書を作成し、令和7年5月9日（金）午後4時までに提出してください。

#### 8. プレゼンテーション

令和7年5月下旬頃までを目途に、後記「11.」の所在地において企画書に関するプレゼンテーションを実施しますので、参加をお願いします。プレゼンテーションにおいて提出した企画書の他に資料を使用する場合、企画書と同様に資料を作成し提出した者が特定される情報（社名等）を記載しないものとします。

なお、プレゼンテーションの実施日時は確定次第参加者へ連絡します。

## 9. 選定方法

企画書及びプレゼンテーションの内容を審査し、本件の趣旨に最も合致した内容の企画提案を行った者を選定します。選定結果については企画書を提出した者に対して通知することとし、選定された者は造幣局ホームページにおいて公表されることとなります。

なお、いずれの企画提案も内容が不十分と判断される場合は、本件の実施を見合わせる、または再度公告を実施する場合があります。

## 10. その他留意事項

- (1) 本公告に示した参加資格を有していないことが発覚した場合は、参加申込を無効とします。また、企画書募集への参加申込期限までに連絡がない者、企画書の提出期限までに提出がない者もしくはプレゼンテーションに参加しない者についても参加申込を無効とします。
- (2) 参加を辞退した者及び参加申込が無効となった者については、配布した実施要領を返却してください。
- (3) 本件への参加に関する経費の支払いは行いません。また、提出された書類の返却は行いません。
- (4) 選定された場合には、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、企画書等の書類が情報公開の対象となります。

## 11. 提出先及び連絡先

〒530-0043 大阪市北区天満1-1-79

独立行政法人造幣局 総務部総務課損害保険担当

TEL：06-6351-2628 FAX：06-6351-6529

E-mail：hoken▲mint.go.jp

（▲を@に置き換えること。）

以上